

資料 5－4

気仙沼圏域河川整備計画 (素案)

-  ○○ : 懇談会の意見反映
-  ○○ : パブコメの意見反映
-  ○○ : 意見を聞く会の意見反映

平成 28 年 月

宮 城 県

序 県内二級水系河川整備計画の策定及び見直しの基本的な考え方

(1) 東北地方太平洋沖地震での被災状況

- ・ 宮城県の県管理河川においては、107河川278箇所で地震動に起因する堤防の沈下や津波に起因する堤防の決壊、堆積土砂やがれきによる河道閉塞、河川防潮水門の損壊等の被災が生じた。
- ・ 特に、三陸沿岸では30m、仙台湾岸の砂浜海岸でも10mを越える大津波が発生し、沿岸地域の河川に壊滅的な被害をもたらした。
- ・ 堤防の決壊、流出及び沈下等の被害に加え、広域的な地盤沈下により、洪水や高潮に対する安全度が著しく低下した。

(2) 県内二級水系河川整備計画の策定及び見直しの視点

東北地方太平洋沖地震からの施設復旧にあたっては、被災教訓に基づく新しい知見を取り入れ、単なる原形復旧にとどまらず、想定規模を超える災害があったとしても一定の施設機能が維持できるよう十分配慮する。

また、広域地盤沈下により高まった浸水被害の危険性を軽減するため、河川、ダム、遊水地などの整備による総合的な治水対策を推進する。あわせて、ソフト対策と連動した洪水の予防減災対策を推進する。

さらに、近年の異常気象に伴い、頻発が予測される水害に対応すべく、「災害に強い川づくり」を目指して、近年の降雨状況を考慮した規定計画の計画規模の妥当性、豪雨災害の被災状況や水防体制等の検証を確実に行い、より一層効果的なハード・ソフト事業を展開するものとする。

流水の正常な機能を維持するための必要な流量を確保するために、河川への流入量や排水量を関係機関と調整した上で、流水の適正な管理や円滑な水利用を推進する。

環境面では、東北地方太平洋沖地震前の自然環境の多くが流出したが、時間の経過とともに回復傾向が確認されている箇所もある。特に動植物の生息・生育・繁殖環境を保全するように、モニタリング調査を継続するとともに各分野の専門家・学識者からの指導・助言を受けながら災害復旧を実施する。

以上をふまえ、県内二級水系の河川整備計画を下記視点により策定及び見直しを行うものとする。

- | |
|--|
| ① 河川災害復旧事業の河川整備計画への位置づけ |
| ② 広域地盤沈下に対応した計画高水位、計画堤防高の補正及び計画津波水位の位置づけ |
| ③ 近年の降雨状況を踏まえた計画規模の確認 |
| ④ 豪雨災害による被害に対応した整備区間の見直し |
| ⑤ 関係機関と連携した流水の正常な機能維持するための流量の確保 |
| ⑥ 東北地方太平洋沖地震前後での河川を取り巻く環境面の変化
(環境調査、環境アドバイザーリスト制度の活用) |

【 目 次 】

1. 河川整備計画の目標に関する事項	1
1.1 流域及び河川の概要	1
1.1.1 流域の概要	1
1.1.2 流域の地形・地質	3
1.1.3 流域の気候	5
1.1.4 流域の土地利用状況	5
1.1.5 流域の社会環境	6
1.1.6 流域の自然環境	7
1.1.7 流域の歴史・文化	8
1.2 河川整備の現状と課題	9
1.2.1 治水の現状と課題	9
1.2.2 利水の現状と課題	14
1.2.3 環境の現状と課題	14
1.2.4 河川の維持管理の現状と課題	16
1.3 河川整備の目標	17
1.3.1 計画対象区間	17
1.3.2 計画対象期間	17
1.3.3 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標	17
1.3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	18
1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標	18
1.3.6 河川の維持管理に関する目標	19
2. 河川整備の実施に関する事項	20
2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	20
2.1.1 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する整備	20
2.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備	23
2.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	23
2.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	26
2.2.1 河川の維持の基本となる事項	26
2.2.2 河川の維持管理	26
2.2.3 危機管理体制の整備・強化	28
2.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	31
2.3.1 流域上流部の森林保全	31
2.3.2 災害に強いまちづくりとの連携	31
2.3.3 震災復興計画との連携	31

1. 河川整備計画の目標に関する事項

1.1 流域及び河川の概要

1.1.1 流域の概要

面瀬川は、幹線流路延長 7.7km、流域面積 13.3km²の二級河川である。その源は、
気仙沼市本吉町に位置する長の森山に発し、流域を南から北東へ流下しつつ、片
浜・尾崎間で気仙沼湾に注いでいる。

沖ノ田川は、幹線流路延長 3.0km、流域面積 7.3km²の二級河川である。その源は、
気仙沼市本吉町に位置する岩倉山に発し、長畠川と合流し、田園地帯を南流しつ
つ沖ノ田より海に注いでいる。

□ 圏域内河川においては、三陸水系特有の伏没区間が存在する。

圏域内河川流域は、上流部には豊かな自然の山地を有し、流下するにつれて平野
と水田地帯を増やしていく。

流域の土地利用は、山地等が 60%程度を占め、中下流域に農地や市街地が広が
る。流域内には仙台圏と岩手県沿岸の主要都市を結ぶ国道 45 号や隣接する市町と
の交通網であるJR気仙沼線が存在する。下流域周辺は三陸復興国立公園に指定さ
れており、豊かな自然環境が残されている。

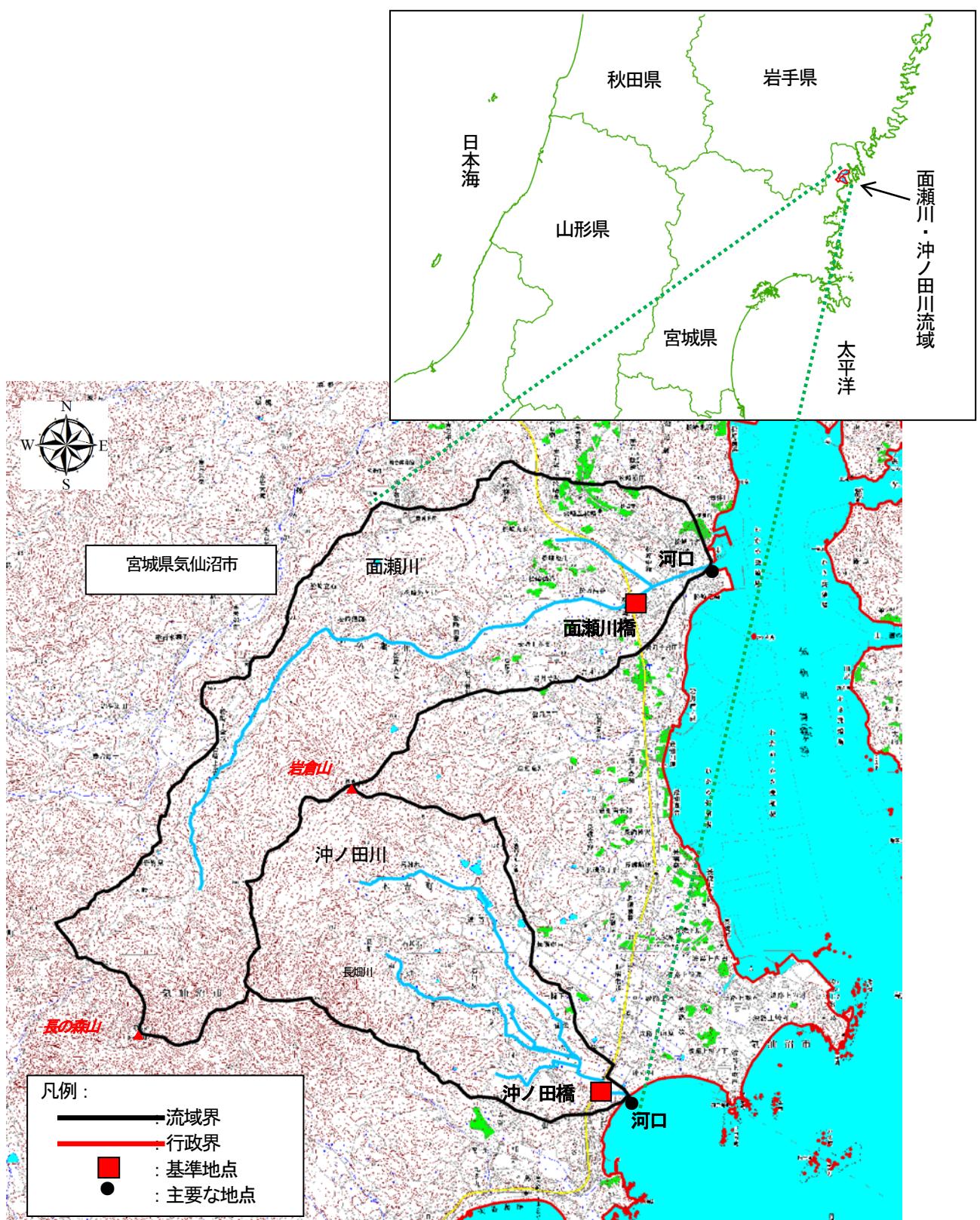


図 1-1 流域図

1.1.2 流域の地形・地質

(1) 地形

流域には長の森山や岩倉山などに代表される山地があり、北側は同じ気仙沼市内を流れる大川流域に接している。

面瀬川流域は長の森山や岩倉山より、北東の気仙沼湾に向けて広がる。下流域は比較的平坦な土地が多く、市街地が形成されている。

沖ノ田川流域は、山地から、南東の太平洋に向けて広がる。下流域は気仙沼市旧本吉町地区あたり、平坦地には農地や田畠、住宅等が広がる。

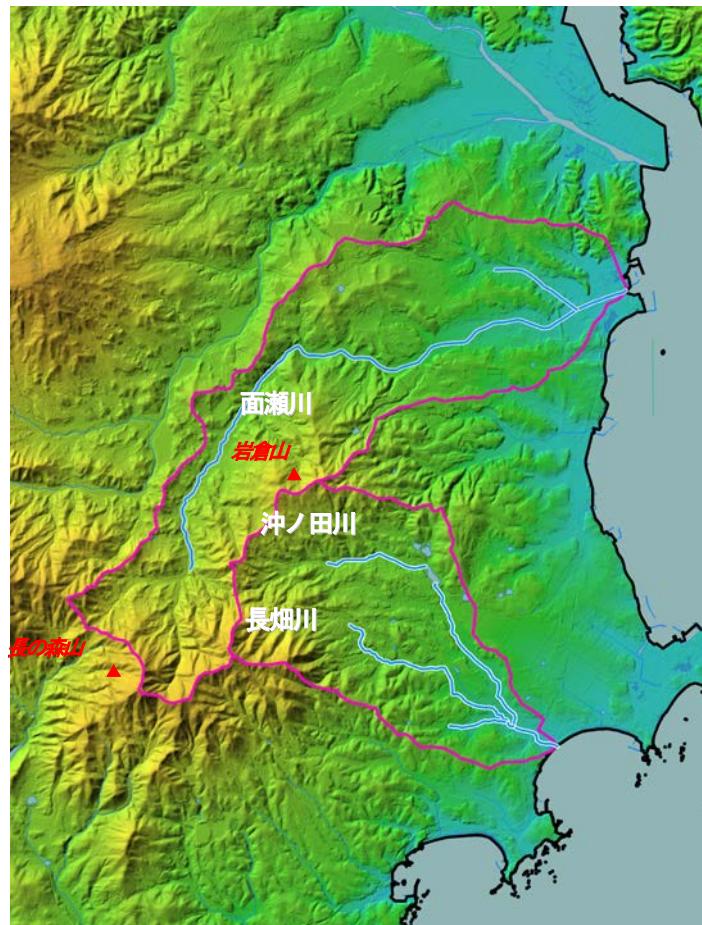


図 1-2 地形図

出典：国土地理院の基盤地図情報

(2) 地質

圏域内河川流域の地質は、主に古生代、中生代に形成された地層であり、下流側に新生代に形成された地層が存在する。

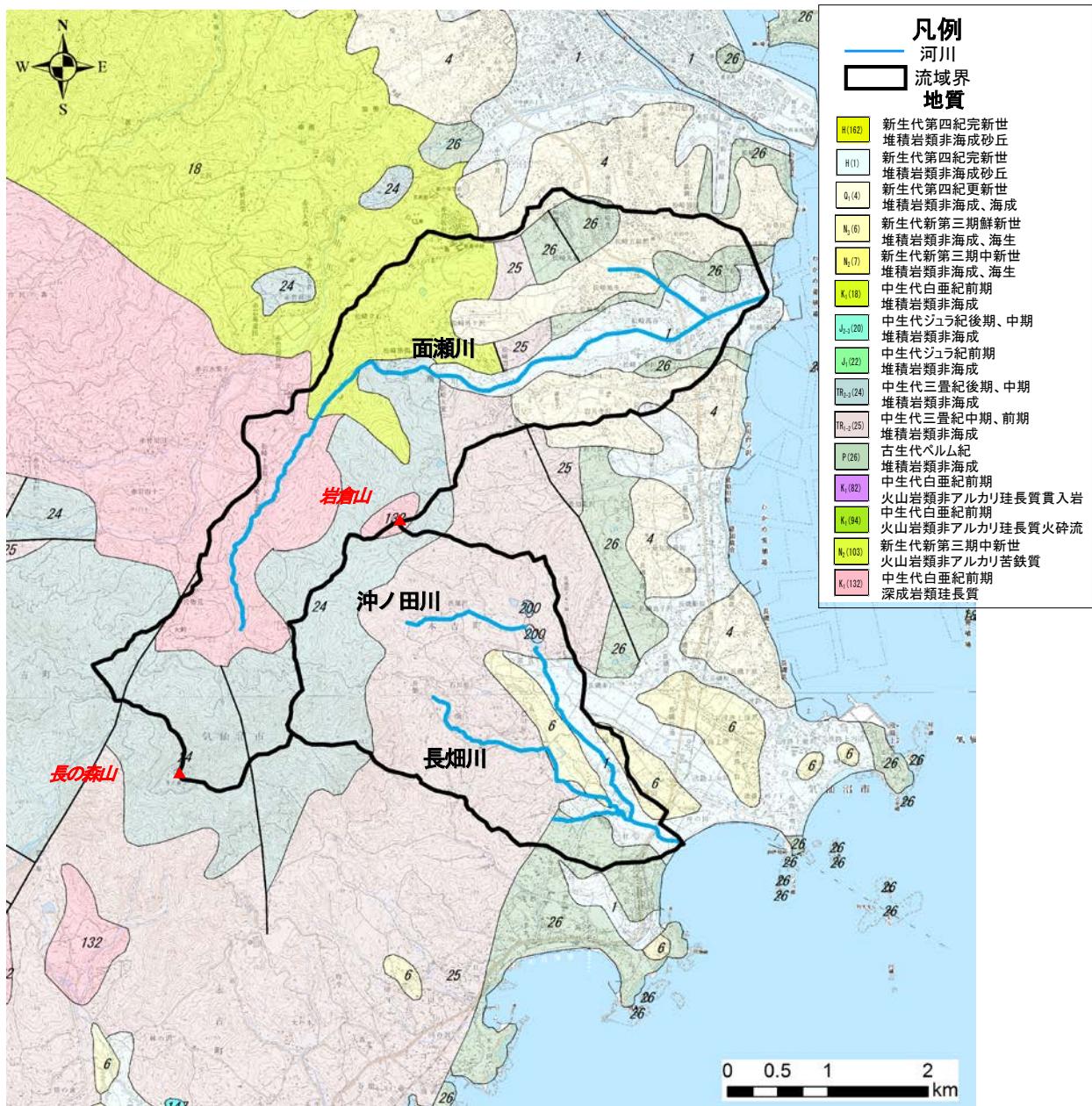


図 1-3 地質概略図

出典：産業技術総合研究所（地質調査総合センター）シームレス地質図（20万分の1）

1.1.3 流域の気候

気仙沼観測所（気象庁所管）の観測データを基に気温及び降雨量を整理すれば、平均気温が約11°C、年間降水量は約1,400mm/年となっている。

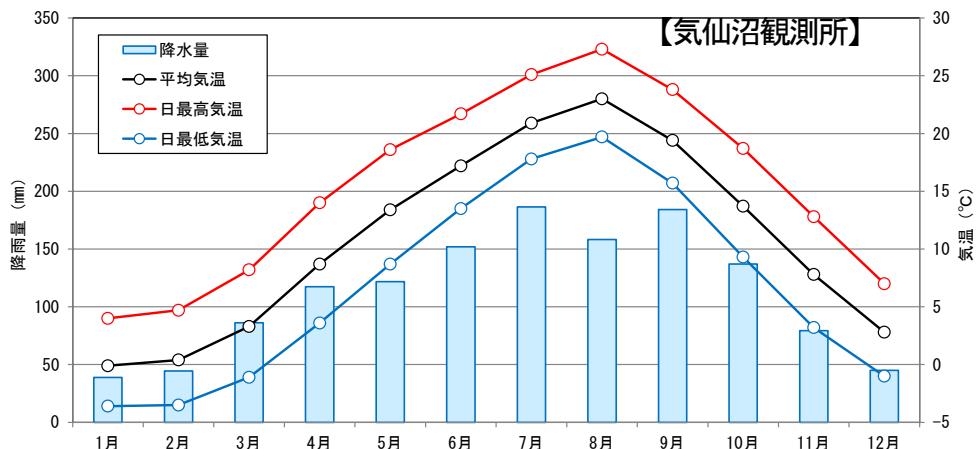


図 1-4 月別平均気温と降水量【昭和56年～平成26年の平均値】

出典：気象庁HP

1.1.4 流域の土地利用状況

対象河川流域の土地利用は、山林が60%以上を占めており、中流域から下流域の平地部において宅地が密集している状況である。

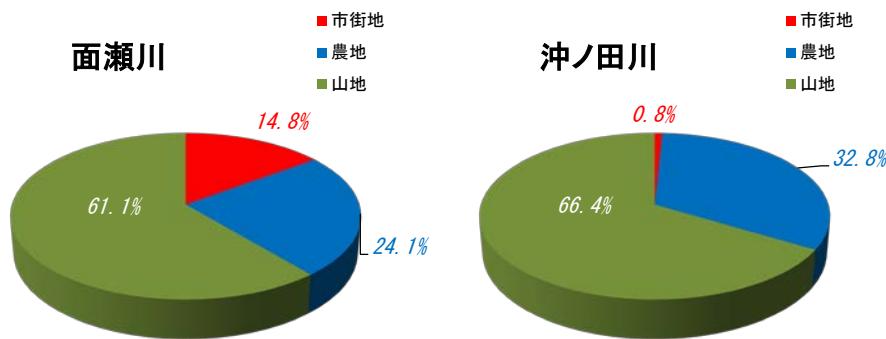


図 1-5 土地利用の割合

出典：土地利用現況図（平成7年 国土交通省 国土調査課）

1.1.5 流域の社会環境

(1) 流域の人口

気仙沼市の人口は、昭和55年より減少傾向にあり、平成22年時点で7万3千人程度である。

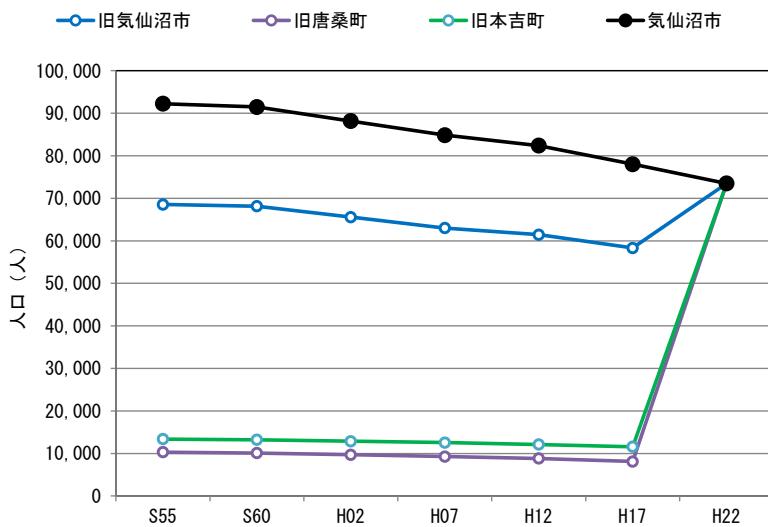


図 1-6 人口と世帯数の推移【昭和 55 年～平成 22 年：気仙沼市】

出典：国勢調査

(2) 流域の産業

産業別就業者割合は、第1次産業が減少しており、平成22年時点では10%程度、第3次産業は増加し、平成22年時点において64%を占めている。

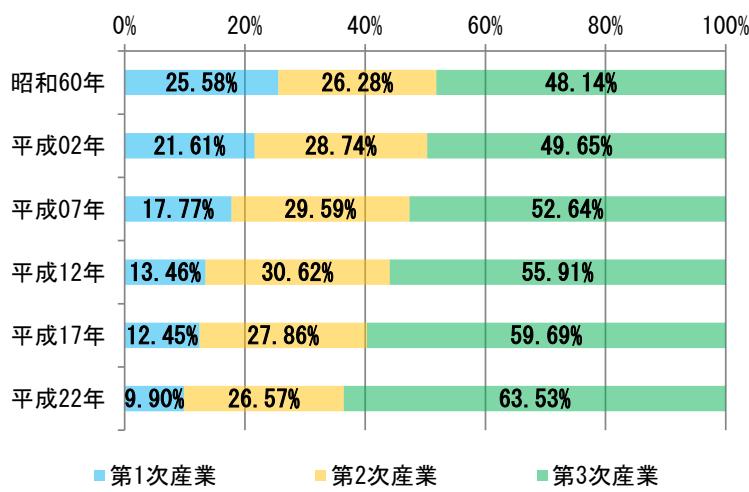


図 1-7 産業別人口の推移【昭和 60 年～平成 22 年：気仙沼市】

出典：国勢調査

1.1.6 流域の自然環境

面瀬川の河口部を除く流域全体が、県立自然公園気仙沼に指定されている。

また、沖ノ田川の河口部及び近接する海岸線は、三陸復興国立公園に位置付けられている。

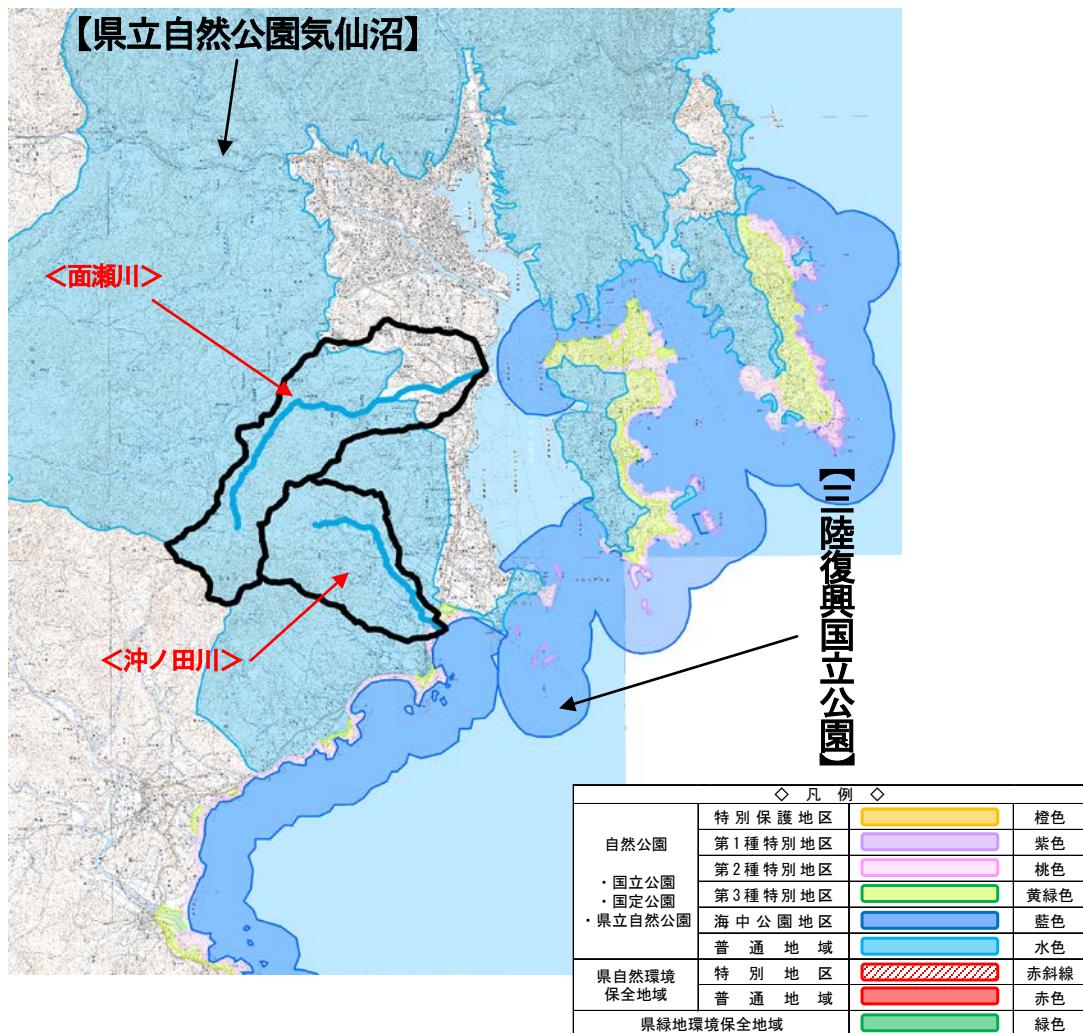


図 1-8 流域内及びその周辺における自然公園

出典：自然公園等区域閲覧サービス（宮城県HP）

1.1.7 流域の歴史・文化

流域周辺の文化財としてとして、煙雲館庭園が選定されている（気仙沼市指定）。回遊式池泉庭園で、四季折々に庭園の姿を替え、素晴らしい景観をつくっている。



図 1-9 煙雲館庭園

出典：気仙沼市HP

他に、気仙沼市指定の文化財に本吉郡北方松崎村分間絵図がある。

1.2 河川整備の現状と課題

1.2.1 治水の現状と課題

(1) 治水事業の沿革

これまでの河川事業等の履歴、施工箇所について、図 1-10～図 1-11 に整理した。

面瀬川はチリ地震津波(昭和35年)を契機とした防潮水門事業が昭和39年に、沖ノ田川は昭和61年8月洪水を契機とした災害関連事業が昭和61年から進められてきた。現在は東北地方太平洋沖地震に対する津波対策事業等が進められている。

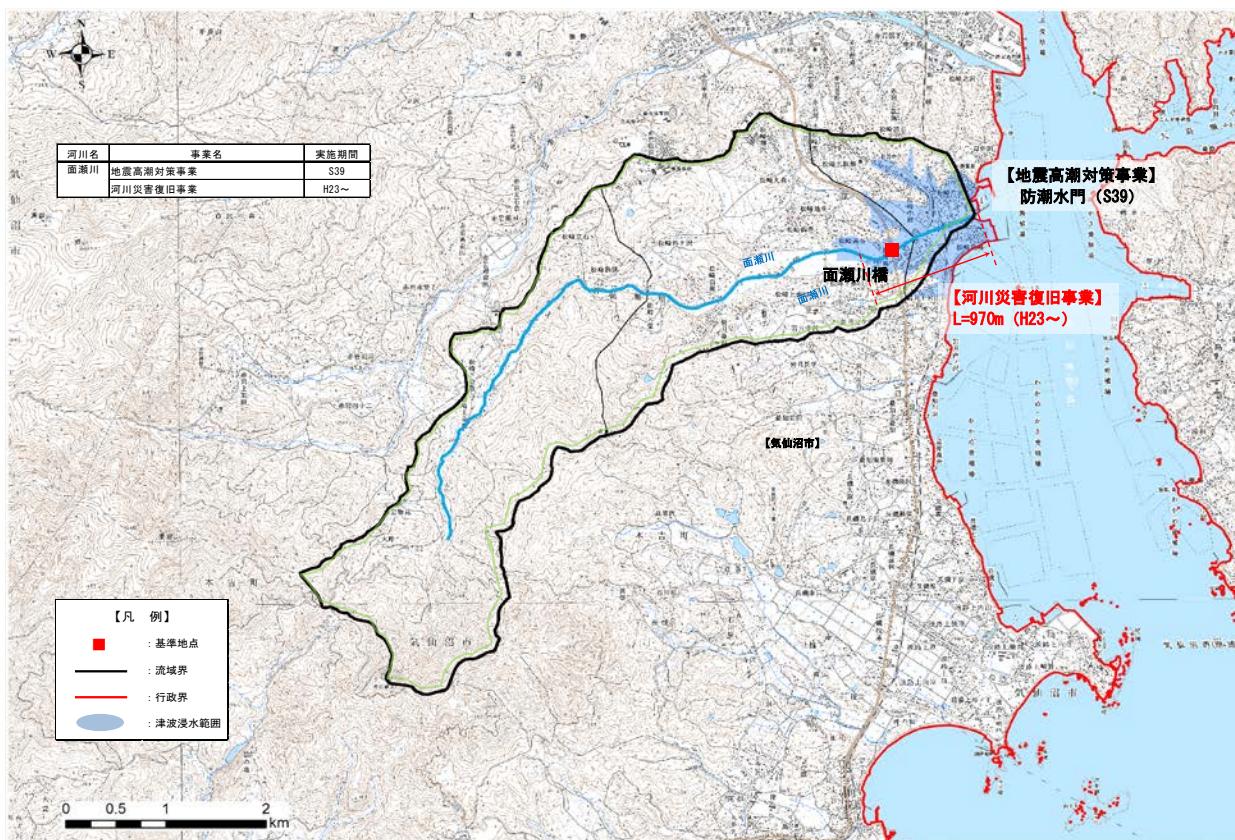


図 1-10 河川事業の履歴、施工箇所（面瀬川）

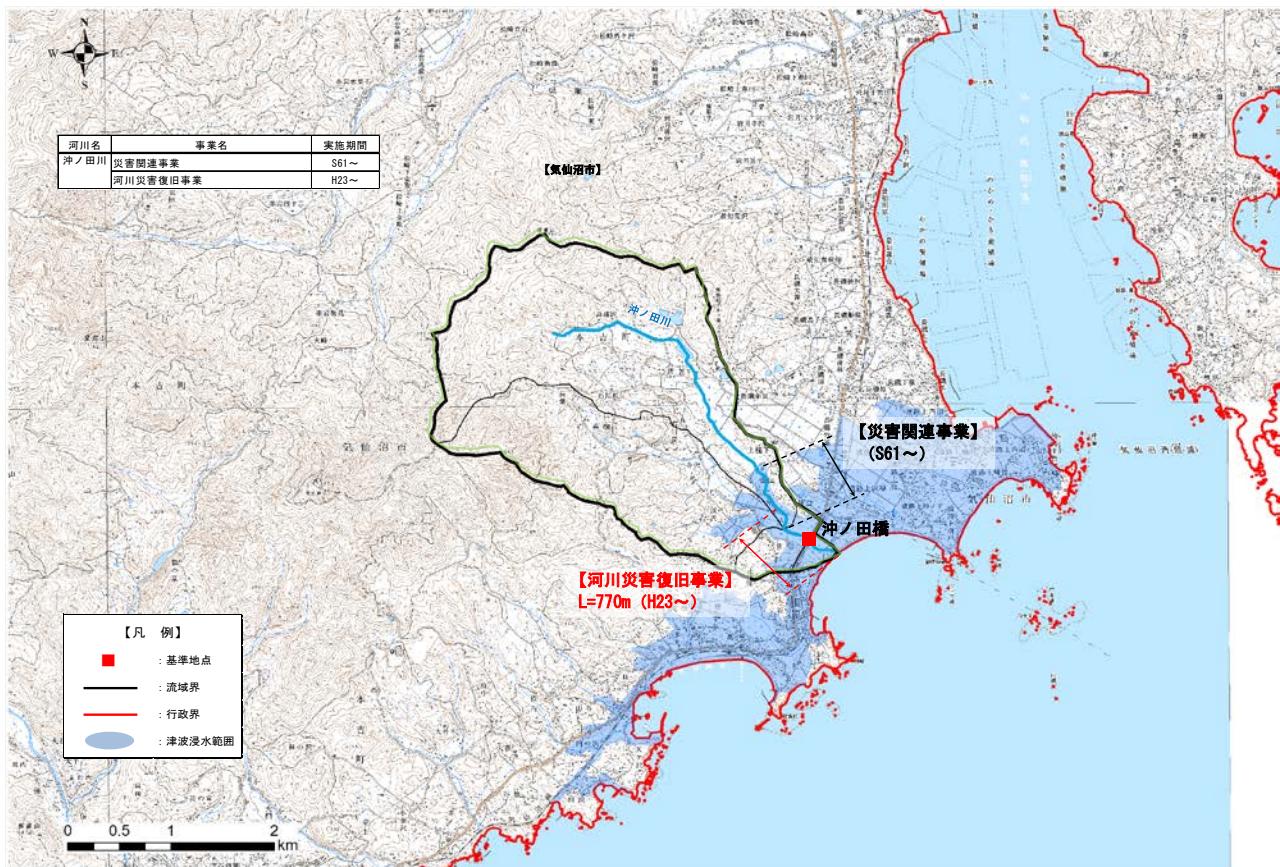


図 1-11 河川事業の履歴、施工箇所（沖ノ田川）

(2) 主な洪水被害

圏域内河川の主要な洪水として、面瀬川は、昭和41年9月洪水で床上浸水129戸、浸水面積82.0ha、昭和54年10月洪水で浸水面積4.5ha、沖ノ田川は、昭和61年8月洪水で浸水面積30.9ha、昭和63年8月洪水で浸水面積2.4ha、平成14年7月洪水で浸水面積0.1haの被害が出ている。

表 1-1 主要洪水の被害状況（面瀬川）

洪水生起年月日	原因	総雨量 (時間最大雨量)	被害状況
昭和41年09月	台風26号	168mm (不明)	浸水面積 82.0ha 床上浸水家屋 129戸、床下浸水家屋 4戸
昭和54年10月	台風20号	181mm (43mm)	浸水面積 4.5ha 床上浸水家屋 0戸、床下浸水家屋 1戸

表 1-2 主要洪水の被害状況（沖ノ田川）

洪水生起年月日	原因	総雨量 (時間最大雨量)	被害状況
昭和61年8月	台風10号+豪雨	280mm (38mm)	浸水面積 30.9ha 床上浸水家屋 0戸、床下浸水家屋 0戸
昭和63年08月	豪雨	217mm (41mm)	浸水面積 2.4ha 床上浸水家屋 0戸、床下浸水家屋 1戸
平成14年07月	梅雨前線豪雨+ 台風6号	235mm (22mm)	浸水面積 0.1ha 床上浸水家屋 0戸、床下浸水家屋 0戸

【出典】

総雨量（時間最大雨量）：気象庁気仙沼観測所

被害状況：水害統計

(3) 地震・津波の被害

宮城県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋側沖合の日本海溝付近において太平洋プレートの沈み込みに伴って発生している。

鹿折川水系に影響を及ぼした地震の歴史は、明治29年6月の明治三陸沖地震(M8.2)を始めとして、昭和8年3月の昭和三陸沖地震(M8.1)、昭和53年6月の宮城県沖地震(M7.4)などにより大きな被害が発生した。また、プレート境界地震以外においても、昭和35年5月に遠く南米チリで発生した地震(M8.5)による津波や、陸域を震源とした平成20年6月の岩手・宮城内陸地震(M7.2)による被害も発生している。

さらに、平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、広い範囲で大規模な被害が発生し、未曾有の災害となった。石巻市鮎川浜の電子基準点付属標「牡鹿」では1.14mの沈下が確認された。

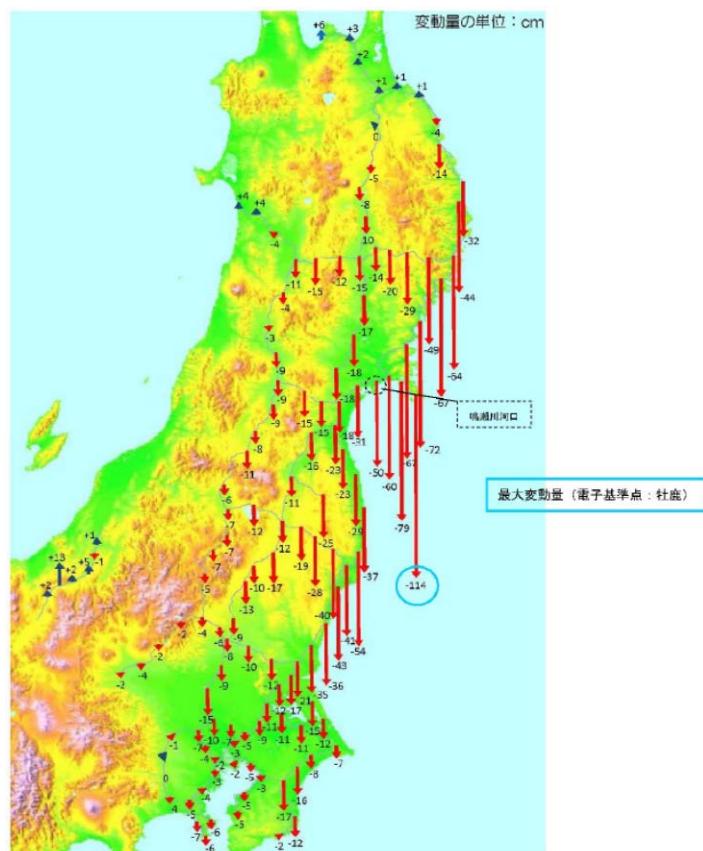


図 1-12 東北地方太平洋沖地震に伴う水準点の上下移動

出典：平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う三角点及び水準点の測量成果の改定値
(平成23年10月31日 国土地理院報道発表資料)

(4) 災害復旧の現状

東北地方太平洋沖地震直後より、気仙沼市震災復興計画での防災集団移転促進事業や漁業集落防災機能強化事業等の各種関連事業が進められており、地域復興が進んでいる状況である。

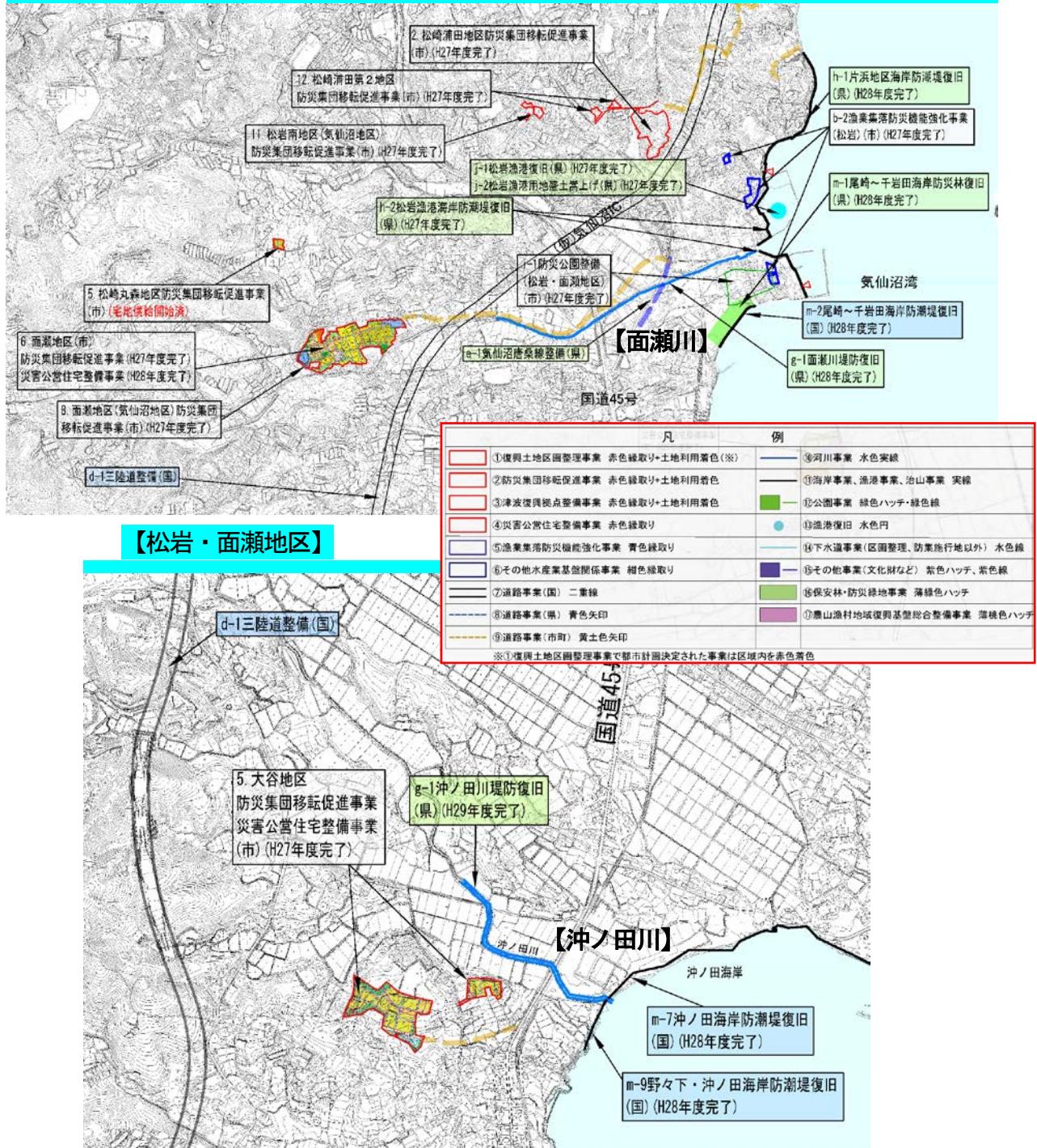


図 1-13 復興まちづくり事業カルテ

出典：宮城県土木部復興まちづくり推進室

(5) 課題

近年において洪水被害が発生していることと、整備区間全川にわたり流下能力が不足していることから、早期に治水安全度の向上が必要である。

また、東北地方太平洋沖地震による広域地盤沈下に伴う内水被害の軽減や津波・高潮被害の防止・軽減への対策が必要とされるとともに、気仙沼市の震災復興計画と整合を図り整備を進める必要がある。

1.2.2 利水の現状と課題

(1) 河川の利用

圏域内河川の水利用は、主に農業用水として利用されている。

近年では、昭和62年5月や平成9年5月に、渇水被害に見舞われており、時間給水等が行われた。

河川利用については、漁業権の設定はなく、全川にわたり釣り場として利用されている。

(2) 課題

取水施設は、全て農業用水であり、しろかき期等の取水量が多くなる時期に対しては、水位観測所の新設による低水管理（水位観測、取水管理等）や水質管理が必要である。

また、農業用水の用排水系統をはじめ、水利用の実態把握にあたっては、気仙沼市や水利組合等と連携を図り、農業用水の効率的な運用が必要である。

1.2.3 環境の現状と課題

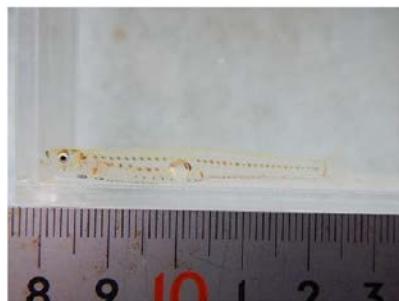
(1) 河川環境

圏域内河川の上流部は、河床勾配が1/30～1/60程度と急峻であり、溪流を呈している。アカマツやスギ、ヒノキ等の樹木が繁茂し、豊かな樹林地の落ち葉や朽木、樹液等が多彩な昆虫類の生息場となっている。

中流部の河床勾配は1/50～1/100程度と変化に富んだ流れを呈している。また河道にはヤマメやカジカ等が生息するほか、アユやウグイ等の回遊魚も見られる。

下流部の河床勾配は1/150～1/280程度である。東北地方太平洋沖地震後も、下流部にはヨモギやシロツメクサ、サナギイチゴやアワコガネギク等の重要種が確認され、ショウリョウバッタ等の草地性の種の生息場、餌場となっている。イカルチドリやハクセキレイといった鳥類や、水域にはハゼ類やサケ、シロウオやスミウキゴリ等の回遊性魚類（重要種）なども生息する。

また、植物のサナギイチゴやアワコガネギク、昆虫類のマダラケシミズギワゴミムシやキバナガミズギワゴミムシが確認されている。

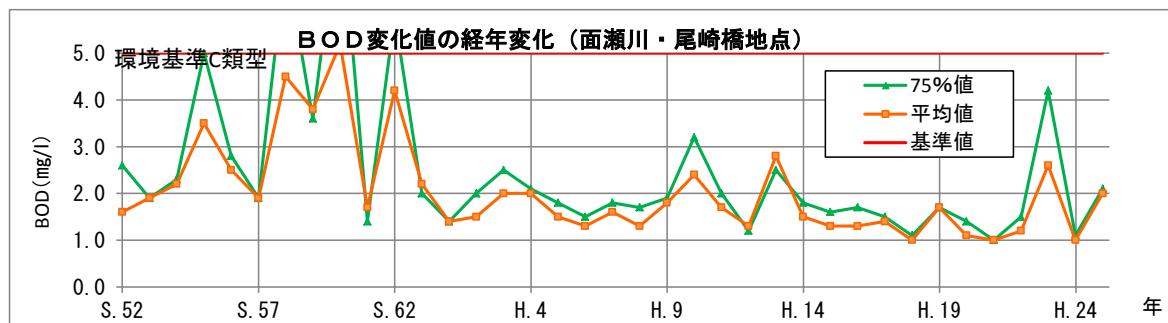


【シロウオ】
環境省 : LP (絶滅の恐れのある地域個体群)



【サンガイチゴ】
環境省 : VU (絶滅危惧Ⅱ類)
宮城県 : 注目 (要注目種)

水質は、面瀬川（尾崎橋地点）においてC類型に分類され、概ね良好である。



1.2.4 河川の維持管理の現状と課題

(1) 河川の維持管理の現状

維持管理の現状は、日常の管理として河川巡視・パトロール、管理用通路の管理、不定期ではあるが支障木伐採や堆積土砂撤去を実施している。

水害を防止または軽減するために、水防資材備蓄や気仙沼市との情報伝達訓練、河川の巡視・点検を実施している。

河道内の草木繁茂や堆積土砂の影響により、流下能力への影響が生じる恐れがある。

(2) 課 題

維持管理では、河道内の草木繁茂や堆積土砂の影響把握や河川管理施設に対して所用の機能を発揮できるよう、適切な管理が必要である。

特に、既設河川構造物に対しては、効率的な機能維持・確保を図るための「長寿命化計画」を策定する必要がある。

河川管理者と地域住民や河川に関わる団体、気仙沼市等、多様なパートナーシップとの協働により、河川の維持管理に努めることが必要とされる。

また、水防活動を実施する人員と連携を図り、防災情報（水位・雨量）等、きめ細かい災害情報を提供し、水防対応力の向上も必要である。

近年においては、高齢化や人口減少の進行により、地域住民を含めた維持管理の体制確保・見直しが必要とされる。

1.3 河川整備の目標

1.3.1 計画対象区間

河川整備計画の対象区間は、以下のとおりとする。

河川名	対象区間	河川延長
面瀬川	河口～気仙沼市松崎上金取	L= 8,750m
沖ノ田川	河口～気仙沼市本吉町土樋下	L= 2,800m
対象区間延長 2 河川		L=11,550m

1.3.2 計画対象期間

河川整備基本方針に定められる河川整備には、長期間を要することから、段階的に目標を定め、整備及び維持管理を進めるものとする。

今次河川整備計画の対象期間は、河川整備計画策定から概ね30年間とする。なお、洪水等防止軽減水準の向上、流域の社会状況、自然状況等の変化や新たな知見、技術の進歩等により対象期間内であっても必要に応じて計画規模や整備区間の見直しを行うものとする。

1.3.3 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

河川の氾濫防止対策については、河川沿川や流域に構築された生活基盤や人命・資産等の地域資源を守ることを優先とし、過去の洪水による氾濫箇所や浸水被害、気仙沼市の震災復興計画における土地利用状況等を勘案し、計画期間内において一連の効果発現が図られるよう、整備区間内の上下流の治水安全度バランスや資産集積状況を考慮した上で段階的な整備目標（整備の区間優先度）を定め、河道の整備を効率的に実施し、整備目標を達成するよう努める。

治水対象の目標は、河川の整備状況及び流域の規模・社会経済的重要性を勘案し、10年に一度程度発生する恐れのある洪水規模に対して、重大な浸水被害を防止することを目標と定める。併せて、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の津波被害状況を考慮し、河口部では施設計画上の津波※に対応する築堤の整備を実施し、気仙沼市の震災復興計画と整合を図り整備を進める。

また、整備途上段階あるいは整備目標を上まわる洪水等、非常時に備える重要であり、河川管理施設の適正な維持管理のほか、ソフト対策として、気仙沼市へのハザードマップの作成支援や、流域住民への河川情報や防災情報の提供を行うなど地域の危機管理体制の強化を図り、非常に備えたより迅速な防災・避難対策を促進し、洪水時の危機管理の適切な対応に努める。

1.3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

圏域内河川の流水は、農業取水等、流域の生活や経済活動に必要な水利用のほか、河川に関わる生態系の基盤であり、さらには人々が川と親しめる場としても重要な役割を担っている。従って、その適正な利用は、安定及び豊かな市民生活及び公共の福祉を増進するために重要な地域資源である。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、流水の清潔の保持や動植物の保護等のため10年に1度程度の渇水時においても対応可能な水量の確保に向け、調査検討を図る。

限りある水を有効に利用しながら、良好な河川環境を保全するために、渇水時においては河川パトロール等により情報の収集を行い、必要な情報提供及び渇水調整に努め、合理的な水利用及び河川環境の保全を図りながら、流水の正常な機能の維持に努める。

また、通常時においても、関係機関等と協力及び連携しながら、適正な水運用を図る。

1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

圏域内河川の豊かな自然環境は多様な動植物の生息環境を支えており、県域内河川について、水域においては瀬や淵の保全に努めるほか、水際域の改変を最小限にとどめるように努め、陸域においては河岸植生の保全を図り、水際域と陸域との連続性を確保する。特に、河道掘削に際しては、必要に応じてモニタリングを実施し、地域の要請等に変化が生じた場合は、計画にフィードバックを行い、必要に応じて見直し、河川環境の保全に努める。

このため、河川の特性を十分に把握し、魚類などの移動に配慮した縦断方向に加え、横断方向の移動の連続性を確保し、良好な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全に努める。

河口部においては、東北地方太平洋沖地震による広域的な地盤沈下及び津波により河床高及び形状が大きく変化したことから、その状況を継続的に調査し、必要に応じて重要種（貴重種）への配慮事項や保全措置等を検討するとともに、瀬や淵等の河道環境の維持を図り、生態系や河床形態の多様性の保全に努める。

また、河川に関する情報の提供及びみやぎスマイルリバー・プログラム※への参画を呼びかけや、河川に関する歴史・文化や自然とのふれあい、環境学習やレクリエーションの場としての利活用等、地域住民や関係機関、小中学校との協働を通じて、住民参加により地域から愛され親しまれる川づくりに努める。

さらに、関係機関への水質調査の協力・情報共有により良質な水質の維持・保全、河川景観や河川と触れ合える場の維持・形成等にも考慮しながら河川環境の保全に努める。

河川堤防（特に津波堤防区間）は、覆土等の景観や河川利用に配慮した対策を図るとともに、工事実施の際には、水質汚濁への配慮に努める。

1.3.6 河川の維持管理に関する目標

河道、堤防などの河川管理施設が本来の機能を発揮できるよう適正な維持管理や機能保持に努める。

河道維持にあたっては、必要に応じた堆積土砂撤去、支障木伐採等を実施し、河積阻害率20%以下となるように適切な管理により、治水安全度の保持に努める。

排水樋管等の河川管理施設は、定期的な点検・修繕を行い、中長期的な維持管理・更新に取り組むよう努める。

また、河川管理者と地域住民や河川に関わる団体等、多様なパートナーシップとの協働を進めるとともに、水位や雨量等に関する防災情報の的確な提供を図り、水防対応力の向上に努める。

2. 河川整備の実施に関する事項

2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

2.1.1 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する整備

県域内河川の被害の防止、軽減を図るため、築堤、河道の掘削の河川整備を実施する。河川整備の実施にあたっては、**気仙沼市復興計画による防災集団移転地や復興事業におけるインフラ整備が進んでいる状況を踏まえ、漁業関係者及び関係機関等と十分に調整を図るとともに、適正な施工管理に努め、河川環境の保全に配慮しながら、適切な措置を講ずる。**

河口部については、海岸堤防等の施設と同様に頻度の高い津波（レベル1津波）に對しては、堤防や水門等の構造物により、県民の生命・財産、産業・経済活動を守ることとする。最大クラスの津波（レベル2津波）に對しては、住民の生命を守ることを最優先とし、土地利用規制やハザードマップ等「住民避難」を軸としたソフト施策と、ハード整備を組み合わせた多重防御の考え方で減災を目指す。

堤防の整備にあたっては、施設計画上の津波高を越える津波が来襲し、堤防等の天端を越流する場合においても、施設の効果が粘り強く發揮できるような構造上の工夫を施すこととする。

河口部（津波対策区間）においては、気仙沼市の早急な地域復興を担うため、築堤整備を他事業と調整を図りながら、整備計画実施において第一優先に進める。

河道掘削にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場ができるだけ消失しないよう掘削形状等に配慮する。

また、資産の集中状況や洪水の流下阻害となる箇所を優先的に整備し、整備効果が大きく發揮されるよう、効率的・効果的に整備及び維持管理（整備区間上流も含む）を実施する。

なお、ハード整備、ソフト施策の実施効果や評価については、各種行政評価制度を活用するものとする。

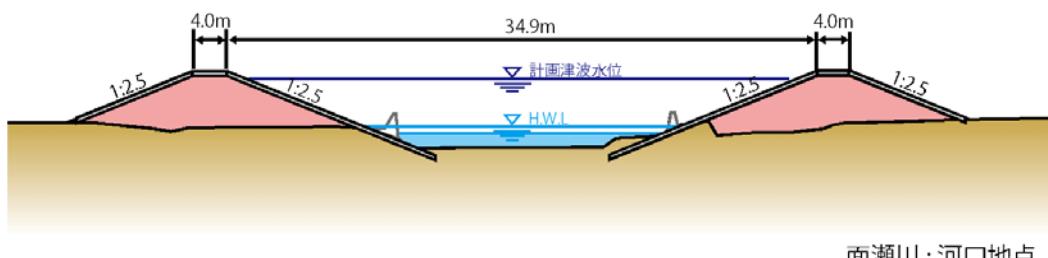
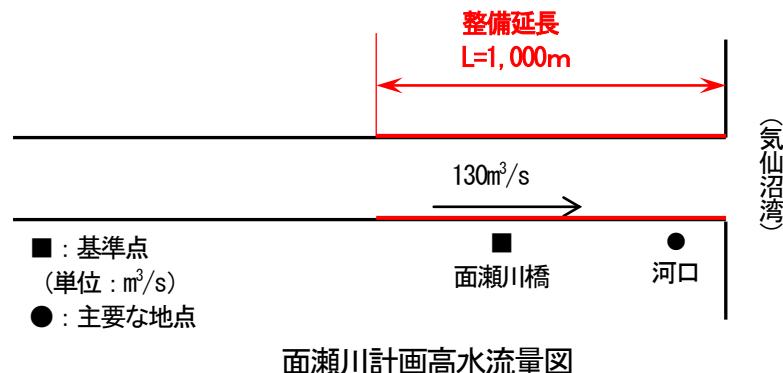
河川名	整備区間等	整備延長
面瀬川	面瀬川河口から面瀬川橋上流までの区間ににおいて、築堤及び河道掘削を行う。	L=1,000m
沖ノ田川	沖ノ田川河口から長畠川合流点上流までの区間ににおいて、築堤を行う。	L= 800m
河川整備区間延長 2 河川		L=1,800m

(1) 面瀬川

整備目標流量を安全に流下させるため、面瀬川河口から面瀬川橋上流までの区間の築堤及び河道掘削を実施する。

特に河口から面瀬川橋（主要道橋梁）区間は、施設計画上の津波に対応する築堤整備を実施する。

計画高水流量は、基準地点である面瀬川橋地点において $130\text{m}^3/\text{s}$ とする。

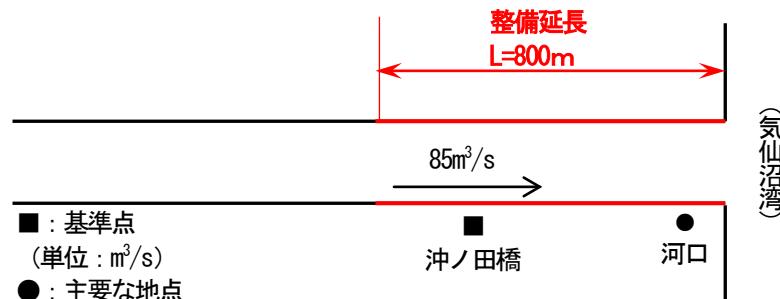


(2) 沖ノ田川

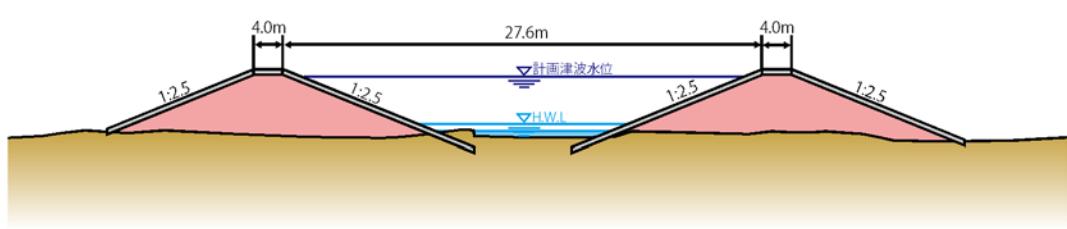
整備目標流量を安全に流下させるため、沖ノ田川合流点から長畠川合流点上流までの区間の築堤を実施する。

特に河口から沖ノ田橋（国道45号橋）区間は、施設計画上の津波に対応する築堤整備を実施する。

計画高水流量は、基準地点である沖ノ田橋地点において $85\text{m}^3/\text{s}$ とする。



沖ノ田川計画高水流量図



沖ノ田川: 河口地点

2.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備

圏域内河川における流水の正常な機能を維持するための流量は、今後、流況資料の蓄積に努めると共に、動植物の生息地または生育地の状況、景観、流水の清潔の保持等に配慮しつつ、引き続き河川環境の実態等の資料蓄積に努め、**今後の地域開発や圃場整備計画等による新規利水計画を把握しながら設定するものとする。**

2.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

河川工事の実施にあたっては、**各河川・海岸の現場特性に応じて選定された環境の各分野の専門家や学識者による環境アドバイザーからの助言を受け、治水・利水・環境の面から適切に評価し、魚類の生息・生育・繁殖環境となる瀬や淵、河道内樹木など河川環境を十分に把握し、可能な限り専門家や地域住民の意見を聞きながら、背後の里山環境等との連続性を含めた動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。**

東北地方太平洋沖地震後に確認された重要種に対して、ニホンウナギやシロウオ、スミウキゴリ等の魚類へは多様な空隙や河川の縦横断方向の連続性確保、サナギイチゴ等の植物へは林床や林縁の保全、マダラケシミズギワゴミムシ等の昆虫へは水際の微地形保全及び創出に努める。

また、水際部の整備にあたっては、環境に配慮した川づくりを推進する。

施工中や施工後においても必要に応じ、環境アドバイザーからの助言・指導をいただき、環境に配慮した整備を進める。

工事実施の際には、魚類等の生息環境へ影響を与えないよう、汚濁防止フェンス等の設置によりに、水質汚濁防止に努める。

外来種については、繁殖を防ぐ目的で外来植物分布調査を進め、その結果を踏まえて除草時には種を蒔き散らさないように留意する。

河川の水質、物理環境や動植物の生息・生育・繁殖の経年的変化をとらえることを目的に、これまで実施してきた環境調査を継続的に実施する。

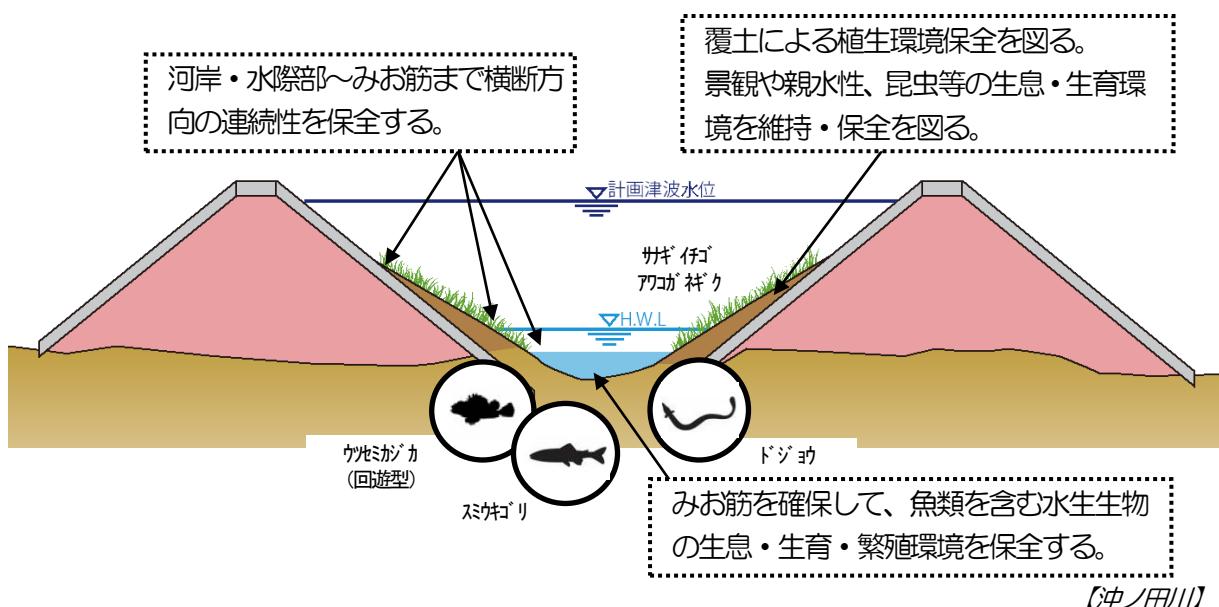


図 2-1 改修後の河川環境イメージ図

(2) 水質の保全

定期的・継続的に水質調査を実施するとともに、気仙沼市や関係機関と連携して啓発活動を行うなど、流域住民とともに水質保全に努める。

また、藻場等の保全や海洋生物保全を推進するうえで、山林、河川及び流域の環境保全に努める。

(3) 健全な水循環系の構築

10年に1回程度起こりうる渇水時においても、正常な機能の維持・保全を図る「豊かな流れ」を確保する。それに加え、洪水を安全に流下できる河川の整備を進めることによる「安全な流れ」、水質の維持・保全に努めることによる「清らかな流れ」、健全な生態系の維持・保全に努めることによる「豊かな生態系」を目指した取り組みを進める。

(4) 人と河川とのふれあいの場の利活用

河川の持つ豊かな自然をより身近なものとし、人々が河川とふれあえる場を維持・保全に努める。

圏域内河川を適切に整備・保全する気運を高め、より良い河川環境を流域全体として積極的に創り出すよう河川愛護・美化の普及を推進する。そのため、河川に関する様々な情報を県のホームページ等により提供し、地域との情報の共有化を図る。

流域住民における河川に関する理解と交流を深め、流域が一体となった取り組みができるよう支援する等、流域の視点で流域や関係機関との連携を図る。

人と河川とのふれあいを促す取り組みとして、小中学校への環境学習やレクリエーションの場としての利活用の促進やみやぎスマイルリバー・プログラム※に取り組む団体を増やすよう努め、河川環境保全やふれあいの場の創出を図る。

また、出前講座・環境学習について、川の役割等を教える場としての活動に努める。

河川整備にあたっては、復興まちづくり計画と連携し、東北地方太平洋沖地震前の良好な景観の維持・保全に努める。

表 2-1 流域のみやぎスマイルリバー・プログラム認定団体

サポーター名	河川・ダム名	サポート区間	活動	認定
面瀬川ホタル愛護会	面瀬川	気仙沼市字松崎鶴巻地区	500m 清掃	H16. 10. 22

※みやぎスマイルリバー・プログラムとは、宮城県が管理する河川における除草や清掃などの環境美化活動を行うボランティア団体を支援し、住民参加のまちづくりを進める仕組み。県はボランティア団体を「スマイルサポーター」として認定し、県と市町村がボランティア団体を支援する。

宮城県ホームページより

2.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2.2.1 河川の維持の基本となる事項

「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の適切な機能の維持管理」、「河川環境の整備と保全」等の観点から、河川管理施設を本来の機能が發揮されるように、適切な維持管理を図る。

2.2.2 河川の維持管理

(1) 河川の状態把握

河川の管理を適切に実施するためには、河川の状態を把握する必要がある。このため、定期的に河川巡視・点検を実施し河道状況を把握する。

大規模な出水が発生すると、河川管理施設に対して、大きな影響を与える。施設の機能維持を左右する場合があるため、その変状を把握する必要がある。そのため、出水期前及び洪水後は施設の巡視など必要に応じて実施する。

また、大規模出水による河道の変化は非常に大きく、河川構造物への影響も大きい。このため、土木施設の被害調査を実施する。

渇水状況や洪水の規模を適切に把握するとともに、治水計画等の基礎資料とするために、今後は継続的な水文観測調査を進める。

(2) 堤防の維持管理

堤防は、洪水を安全に流下させ、流域の人々の生命や財産を守るために重要な施設である。

このため、河川巡視・調査等により、堤防の変状を早期に把握し、必要に応じて適切な補修等を行い、堤防の機能の維持に努める。

また、堤防法面や河岸の除草等、適正な管理に努める。

(3) 河川構造物の維持管理

水門・樋門等の河川管理施設や周辺堤防の変状を把握するため、定期的な河川パトロールの実施により、護岸等の河川構造物の変状の点検、調査を実施し、状態を適切に評価し、必要に応じて補修を実施する。そのために、既設河川構造物に対しては、今後も期待する機能維持・確保を図る目的で、「長寿命化計画」を策定し、適切な補修及び改修計画の設定により、構造物の劣化速度の軽減やライフサイクルコストの縮減を含めた効率的な維持管理を図る。

(4) 河道の維持管理

河道の変動、河岸の浸食、護岸等の変状を早期に把握し、適正な河道断面を確保し、河川管理施設が常に機能を発揮できるよう、必要に応じて補修や河道埋塞土砂撤去等を実施する。

護岸の損傷を放置した場合、洪水時に護岸が流出し、堤防の浸食や河川水の浸透水による漏水が発生するなど、堤防の安全性が損なわれる恐れがある。津波発生時も、堤防は施設計画上の津波に対応しうるように設計されるため、護岸の損傷による堤防決壊等、甚大な被害が生じる可能性がある。したがって、災害発生の未然防止の観点から、早期に護岸の損傷を発見、監視・評価し、必要に応じて補修に努める。

(5) 河川空間の管理

河川空間は、地域住民が身近に自然とふれあえる場として、様々な用途に利用されている。このため、地元住民や気仙沼市、小中学校を含めた連携・協調を図りながら、利用者の視点に立ち、環境学習やレクリエーションの場としての利活用等の環境づくりに努める。

河川の占用にあたっては、目的と治水上・環境上及び他の占用施設の影響を考慮し、占用施設が適正に管理されるように占用者を指導する。

河川パトロールなどにより河川空間の状況を把握し、悪質な行為に対しては関係機関へ通報を行うとともに、必要に応じて看板を設置するなど不法投棄対策に努める。

また、河川について理解と関心を高め良好な河川環境を保全するため、住民参加による河川清掃を始めとした河川愛護活動を推進するものとし、気仙沼市や関係団体との協力により、近年の高齢化や人口減少の進行状況に応じた維持管理の体制確保・見直しを図る。

2.2.3 危機管理体制の整備・強化

(1) 洪水時の対応

平成27年9月に発生した線状降水帯による集中豪雨等、近年では異常気象を起因した豪雨により、堤防決壊や浸水被害発生の恐れがあることから、出水時には気仙沼市と協働し河川巡視を行い、堤防の状態や河川管理施設等の状況を把握し、危険箇所の早期発見に努めるとともに、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧等を図る。

堤防決壊等の甚大な被害が発生した場合には、国土交通省や自衛隊等の関係機関との連携により、速やかに復旧対応を図る。

また、内水氾濫が発生した場合には、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部等と連携して、ポンプ排水等の内水被害の軽減対策を図る。

(2) 地震、津波及び高潮対応

地震、津波及び高潮等に対しては、気象庁、国土交通省及び気仙沼市と連携のもとで、情報の収集及び伝達の適切な実施と河川管理施設等の迅速な点検を行い、二次災害の防止を図る。

なお、震度4以上の地震が発生した場合は、迅速に堤防など河川管理施設の状況把握に努める。

(3) 水質事故の対応

水質事故に対する備えとして、防除活動に必要な資材（オイルフェンスや吸収マット等）の備蓄を進める。また、事故発生時には関連機関の連携による早期対応により、被害の拡大防止に努める。そのためには、連絡体制と情報提供を一層強化し、水質事故防止対策の充実を図るとともに、意識啓発に努める。

(4) 渇水時の対応

河川流量が減少し、渇水対策が必要となった場合は、河川の水量・水質に関する情報を関係機関に迅速に提供するとともに、気仙沼市の水道渇水対策本部との情報交換や利水者相互間の水融通を図るなど、適切な低水管理及び円滑な水利用等の渇水調整を図り、関係機関と連携して渇水被害の軽減に努める。

(5) 河川情報の収集・提供

インターネットを経由し、パソコンや携帯電話からリアルタイムに雨量や水位等の情報を入手できるよう、宮城県河川流域情報システム（MIRAI）を適切に運営する。

また、河川流域情報システムが常に機能を発揮できるよう施設の定期的な点検を行う。

今後のICT技術の進展を踏まえ、よりリアルタイムに河川情報を発信する等、多様な用途でわかりやすい情報が確実に伝わるようなシステム構築に努めていく。



図 2-2 宮城県河川流域情報システム（MIRAI）の表示画面

出典：宮城県土木部総合情報システム HP



図 2-3 気仙沼市災害情報システムについて

出典：広報けせんぬま（平成25年4月15日号）

(6) 洪水ハザードマップの作成支援

沿川地域の防災力の強化に向けて、平成24年3月から進めている「水害から命を守るプログラム～柔をもって豪雨を制す～」を推進させ、気仙沼市気仙沼圏域において洪水ハザードマップが作成・活用、講演会や出前講座・学習支援等の広報活動による住民の意識向上がされるよう、必要な情報提供の支援を積極的に進める。

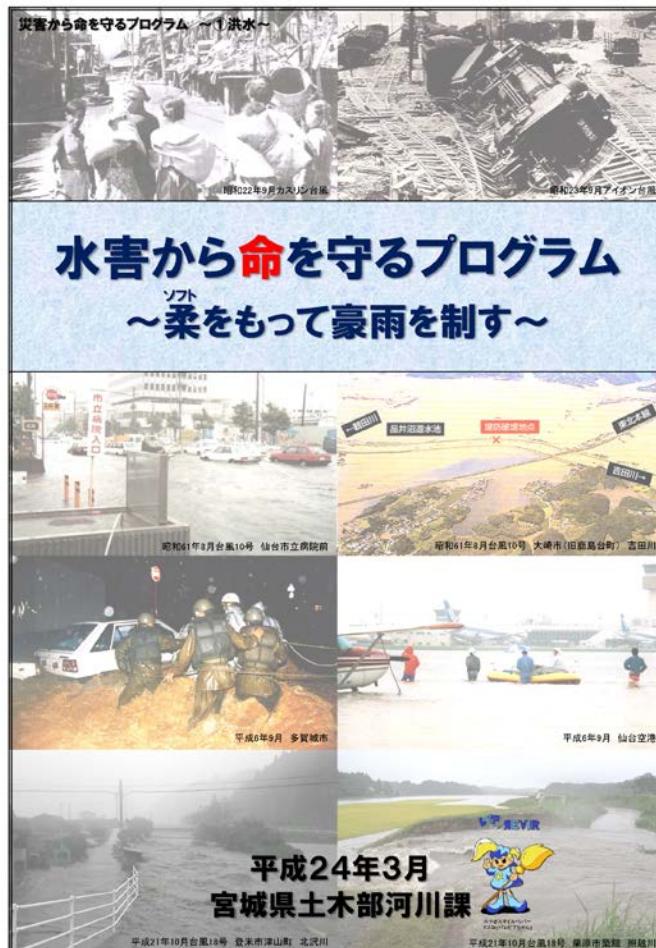


図 2-4 「水害から命を守るプログラム～柔をもって豪雨を制す～」表紙

出典：宮城県HP

(7) 水防活動への支援強化

河川水害の被害を軽減させるために実施する水防活動は、水防法により気仙沼市が主体となって実施することとなっているが、河川管理者である宮城県と気仙沼市等の水防管理団体とが連携して水防活動に取り組み、水防技術の習得と水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備える。

また、被災経験を後世へ伝承し、風化を防ぐため、防災教育・訓練などに対しても支援を行い、水防に対する防災意識の啓発・効用を図る。

2.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

2.3.1 流域上流部の森林保全

山林の荒廃防止や遊水機能を有した土地の保全等、今後の土地利用計画については、流域住民や関係機関と協力し合い、気仙沼市の都市計画や土地利用計画等と十分に調整を図る。

2.3.2 災害に強いまちづくりとの連携

洪水時には水防管理団体と連携を図り、被害の軽減に努める。

また、河川情報（降雨量、水位等）の収集を行い、河川に関する情報を宮城県河川流域情報システム（MIRAI）等により提供し、流域との情報の共有化を図る。

災害時においては、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）等により情報を迅速に伝達し、関係機関との共有化を図ることにより災害の拡大防止を図る。

2.3.3 震災復興計画との連携

気仙沼市において、東北地方太平洋沖地震後に「気仙沼市震災復興計画 海と生きる」が策定され、“地盤沈下による冠水地域の復興”と“海岸・河川施設の整備”が計画とされた。その計画を踏まえ、気仙沼市と協働・連携するとともに、震災復興計画と整合を図り、復旧対策・工事を実施する。

また、河川整備計画を実施していく上で、地域住民への整備内容の説明会を開催し、共通理解の推進と地域住民への周知により合意形成の促進を図る。

気仙沼市震災復興計画

生きる
海と

2 地盤沈下による冠水地域の復興

- 市内全域が地盤沈下し、沿岸部においては冠水が日常化しています。土地利用が困難な状況となっている市街地等においては、被災市街地復興土地区画整理や土地の嵩上げによる面的整備を行うとともに、沈下した道路は災害復旧や改良復旧により整備し、市民生活の安全・安心の確保と産業・経済活動及び都市機能の再生を図ります。



4 海岸・河川施設の整備

- 海岸堤防については、人命・財産や種々の産業・経済活動、国土を守るために比較的発生頻度の高い数十年から百数十年に一度の津波高に対応する海岸堤防の整備を行います。
- 河川護岸の決壊や沈下については、災害復旧事業により復旧してまいります。また、津波による河川からの浸水を防ぐため、海岸堤防高と合わせた嵩上げ整備を図ります。
- 海岸・河川整備に当たっては、防潮林等における照葉樹林の活用と法面の綠化を図ります。

平成23年10月
気仙沼市

出典：気仙沼市HP

